

The National Council of Public Libraries, Japan

ニューズレター 別冊

全国公共図書館協議会

(〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13)

平成23年11月24日

東京都立中央図書館内)

【全国公共図書館協議会研究集会講演記録】

テーマ デジタル時代の図書館のあり方

講師 東京大学大学院教育学研究科 教授 根本 彰

平成23年6月17日（金）に開催された全国公共図書館協議会研究集会の講演記録を別冊としてまとめました。

今回は、2001年度及び2002年度に全国公共図書館協議会が実施した「公立図書館における電子図書館のサービスと課題」の調査をもとに、公立図書館がこの10年でどういう展開があったかということを御講演いただきました。

ご紹介いただきました東京大学の根本でございます。本日は「デジタル時代の図書館のあり方」ということでお話しさせていただきたいと思っております。

今副題に「公立図書館における電子図書館のサービスと課題」調査後の10年を振り返って」とあります。ちょっと後で触れたいと思っておりますが、ちょうど10年くらい前にこういうタイトルで調査をいたしました。これは全国公共図書館協議会が行ったものでありまして、冊子にもまとめられています。その調査をするときにこちらの事務局の方といろいろご相談させていただいて調査項目等を設定いたしました。それで、基本的な集計を事務局でしていただいて、私のほうでその集計した数値をもとに少し分析的なことを書かせていただきました。それは多分まだウェブ上に置いてあるのではないかと思います。もしご関心があればごらんいただければと思います。

2001年、2002年、そのころだったと思っておりますけれども、皆さん覚えていらっしゃると思いますが、1995年がインターネット元年と呼ばれました。昨

年電子書籍元年と言われたんですけど、これはどうもまゆつばではないかというのが後のほうの話ですが、インターネット元年は、これは確実に来ましたね、来ましたというか、インターネットは我々の今の日常生活に極めていろんなところがかかりが出てくる。そういうものが、民間に開放されたといふかな、一般化されたのが1995年だったんです。ちょうど私、今ご紹介ありましたが、その年に筑波にある図書館情報大学、現在は筑波大学になっておりますが、そこにおりましたけれども、東京大学のほうに移ってまいりました。私がいた図書館情報大学というのは、半分は技術系の研究者で、あと半分は図書館系の研究者で、そういう寄せ集め、寄り合い状態でした。私自身もどちらかというと図書館系の研究者で、技術的なことは素人だったのですが、周りにそういうことを研究している人が結構たくさんいらっしゃったということで、いろいろ刺激を受けまして、あと、筑波というのは研究学園都市と呼ばれて、技術的なことをいろいろ研究されている方が全体として多かったということで、インターネットについて

の情報はいろいろ入っていました。ちょうど95年に、ほんとに一般的に使われるようになってから私自身も東京に来て、例えば、私が入ったその東京大学の教育学研究科というところも文系の大学院ですが、そこでもやっぱりインターネットの一応接続だけはできたので、そこで初めてホームページをつくるとか、いろんなことをやって、私自身、まあ、素人ながらインターネットの可能性というものを特に東京大学に来てからいろいろ試してみることがありました。まだ、だから、20世紀のうちというのですかね、1990年代のうちに科学研究費というのをいただいて、まあ、研究費をいただいて公共図書館の現場の方と公共図書館がこのインターネットを使って一体何ができるのかというような研究を一緒に始めました。当時立川とか、小平とか、そういった図書館の方々がいらっしやっただんですが、身近にいて、地域資料の提供をネットを通じて何ができるのかと、そういったようなことを先駆的にやったことを記憶しております。そういうことをやった、まあ、ちょっと上がりというのですかね、その後このお話があったので、全国的に一体このネットというのはどういうふうにかかわってくるんだろうというようなことを、研究を始めたというか、共同研究という形でやらせていただいたというのがこの調査ということです。後でちょっとその辺の、つまり、インターネット元年から数年たった後図書館でネットがどういうふうに使われるようになっていたのか、さらにそれから10年過ぎて一体その辺がどう変わってきたのかというあたりを少し気にしながらこの「デジタル時代の図書館のあり方」ということを考えてみたいというのがきょうの講演の趣旨です。

皆様のお手元にはレジュメが、簡単なものが置いてあると思いますけれども、大体この5つの講演内容でお話しさせていただきたいと思います。

大きく言えば、図書館というといまだもって貸出サービスを中心に展開するというふうに一般的に考えられているわけです。いまだもってと言いましたけれども、この考え方は1970年代ぐらいか

らかなり全面的に押し出されるようになって現在に至っているわけです。これ自体は図書館の基本的な機能ですから、別にそういうふうなあり方で全然問題はないと思いますけれども、例えば、図書館法という法律の第3条に図書館奉仕というのが、項目が十何項目列挙されていると思います。ぜひ、まあ、というか、これはよくご存知だと思いますが、そこで展開されるべき図書館奉仕というのと貸し出しというのとの関係を考えてみると、やっぱり図書館法に書いてあるものは非常に多様な、いろんなものが図書館でやるべきだというふうに書いてあるわけですね。一体それがきちんとできているのかどうかということをもう一度振り返って考える必要があるのではないかというふうに思うんですね。全体としてはそういった問題提起を今日はさせていただきたいというふうに思っております。

そのときにこの電子図書館というネットを通じた何かサービスというものが一体どういう関係にあるかということ途中、この2番目ですが、挟んでみたいというふうに思います。

それから、3番目に、今申し上げた貸出サービスと、それから、図書館法に書いてあるような情報、多様なサービスですね、というものとの関係というものを整理したいというのが3つ目です。

それから、4つ目に、電子書籍の流通と図書館ということがございます。

電子書籍元年というのがどういうふうにあられようとしているのかということを見ながら、それが一体図書館にどういうふうにかかわっていくのかということを考えてみたいということです。

そういうことを通じて図書館サービスのあり方というものをもう一度振り返ってみたいというのがきょう全体のお話であります。そういう意味では、皆様にとって現場で基本的に実践されていることの確認ということになると思いますが、ただ、多分図書館ってこうこうこういうサービスでこうすべきだというふうなことがもう、歴史的にというかな、伝統的にずっと蓄積されて、それぞれの図書館によって実践されているんだと思いますが、

そこで一体、先ほどの図書館法3条ですか、そういったものとの関係を通じて少しでも住民の方のさまざまな情報ニーズというものにこたえるためのサービスを展開するために新しく何を展開すべきかということを考えていただくきっかけができればというふうに思います。

まず、「はじめに」というふうにやりますが、これは今申し上げたとおりでございます。

貸出図書館という枠組みをつくってきたわけですね。基本的に、まあ、今念頭にあるのは市町村立図書館であります。貸し出しという言葉にさまざまな概念を込めてサービスを展開するというところで、これ自体はそれ以前の貸出サービス、貸出図書館のアンチテーゼというのか、貸出図書館というのは結局それ以前の、閲覧図書館というんですかね、特に閉架式で、資料を出してもらってそれで使うというようなサービスがそれ以前結構一般的だったわけですが、そうじゃない、利用者が直接図書館に行って自分で本を取り出し、それを貸し出しのカウンターに行って自分で借りて家に持ち帰られるということから図書館サービスは非常に大きく展開してきたということがあります。しかしながら、まあ、図書館法の3条もそうですけれども、図書館のサービスというのは非常に多様にあるわけですね。何か図書館が一見すると貸し出しだけをやっている機関のように思われるところが、ちょっと心外なところもあるわけです。

そういう意味で、戦略として貸し出しを全面に出してサービスをするというやり方については別に間違っただけでなかったんだろーと思えますけれども、それだけで十分ではないのではないかと、それから、その戦略としてもう少し多様なサービスを多様に展開するような、そういう考え方をきちんと位置づける必要があるのではないかと、そういったことを考えていただくことが必要ではないかというふうに考えております。

それで、がらっと変わるんですが、ちょっと1つの素材としてこういうお話をさせていただきたいと思えます。もしかして函館市立図書館の方が

いらっしゃったら私お話しすることはちょっと恥ずかしい話なんですけど、きょうのこの話は、この右下のところにありますが、坂本龍三さんという、もうお亡くなりになったんですが、図書館でお勤めになっていて、大学図書館で勤められていたんですが、晩年というか、ある年齢以降は大学で教えたりもされていましたが、この方が書いた『岡田健蔵伝』という本があります。

これは自費出版の本だったのであんまり流通していないんですが、非常におもしろい本で、私はぜひこれを多くの方にお薦めしたいと思えます。実は今アマゾンでこの本を検索すると、もちろんもともとの版元というか、講談社出版センターだったかな、その自費出版の本を出しているところなんですけど、そこにはもう全然在庫はないんですけども、古書店が幾つかこれを扱っていて、何か値段がついているんですけど、その値段はもともとの値段より相当高いですけども、私これ興味を持って買った値段からは随分安くなっていて、何でそんなに値段が上がったり下がったりするのかなとちょっと不思議に思うんですが、ともかくこの本もしよろしかったら今入手することも可能ですので、ぜひ興味のある方はごらんいただければと思います。

函館の図書館を最初につくった方がこの岡田健蔵という方なんですけど、もともといろんなものを集めたりするのが好きだった方の方でして、大正年代だったと思いますが、その私立の函館図書館というものをつくって、それがその後函館市立図書館に変わっていくんですね。つまり、これは外国にもたくさん例があるものですが、私立図書館から始まって公立図書館になっていくという例です。

日本でもほかにそういう例はたくさんあるんですが、ここのはほんとにこの岡田さんという方がご自分で自分のコレクションつくって行ってそれを公的な機関ベースにする、それだけのかかりすぐれた実践事例というのはもうすでに私立時代からあったようです。

この本は岡田さんが、そういう意味でご自分が

函館に関する歴史資料から集まって多様な資料を集め、この建物ですね、今写真に写っている、この函館市立図書館で、公立の、函館市立の市立図書館になってずっと図書館長で活躍されたということがこの『岡田健蔵伝』という本に書かれています。その中で「災害復興と図書館」ということを少しお話してみたいと思います。

今回の災害については図書館にかかわっても非常に大きな被害をもたらしておりますし、図書館によってはほんとに館員の方が亡くなられているという事例もございますので、そういうことを一つ一つ言っていると切りがないんですが、函館で大火というのがあったんですね。函館のあのまちうちのもう8割ぐらい焼いたという、これが昭和9年3月31日ということです。このときに、もちろん岡田健蔵氏は自分がつくった、手塩にかけて育てた図書館ですので、これを焼かないようにというかな、防火というか、消化ですか、に非常に努めて何とか焼けるのを防いだということがありますが、実はそうなる前にこの建物そのものが非常に防火建築というものに意を、そういうことを気にしてつくった図書館だったと。当時もちろん図書館のつくり方というのもいろいろあったわけですけども、これは、つまり、中に鉄筋が入っていて、類焼しにくいような、そういうつくりになっていたということが1つこの図書館が焼けないで済んだ大きな理由だったというふうに言われています、この中でそういうふう書かれています。

その辺はその次に申し上げますが、それで、ちょっとこの写真ですけども、現在この函館市立図書館というのは、函館公園ってロープウェイか何かがかかっているんですけど、あそこの函館山の中腹にある公園で今もこの建物は残っています。

つい数年前までこれ図書館として使われていたんですよ、ほんとに。たしか四、五年前でしたっけ？ 三、四年前ですか、新しい市立中央図書館が五稜郭のほうにできて、そちらに完全に移転になっています。なので、今これはどういうふう

なっているのかな、ちょっとよくわかりませんが、建物自体は残っていたと思います。

この写真について一言言うと、この前に写って、この方が岡田健蔵という方なんですが、これ、この場所は左側の写真でいうと、ここの部分ですね、ちょうどこの前のところに立っているわけです。この、何ていうんですかね、ライト、非常に豪華なつくりですが、実はこれもうなくなっちゃっているわけですけど、これは戦前で、要するに、鉄が足りなかったんで、何か徴収、徴用されちゃって、そのままになって、戦後は戻ってこなかったという話です。

ですから、すごく豪華な、こういう装飾品というものはお国のために使われたということのようです。この岡田さんの周りにいる若い図書館員の方もその後この函館図書館なり、あるいは、ほかの図書館で活躍されるような若い職員を養成したというか、育成したというふうに言われています。

それで、災害対応ということですが、今最初に申し上げましたように、不燃化建築というのが1つございます。燃えないようなつくり、図書館だと当然だというふうに思われるかもしれませんが、当時図書館というものにそれだけの意を尽くして、お金を使って図書館をつくるという例はそれほど多かったわけではなくて、普通の木造の建物でそのままという例も結構多かったんで、そういう意味で最初から燃えない、つまり、資料を永久に残すんだということを明確に意識してつくった建築というもの、それ自体に意味があるんだろうと思います。それから、消火活動、これは当然ですね、これで資料が残ったということがあります。すいません、3月31日が一部再開だから、先ほどの日付はちょっと間違っているんだと思います。もっと3月の、何日だったかな、上旬か何かだったかもしれません。3月30日に一部再開というふうで、このときに新聞・雑誌室から開くということをしたということで、これは結局周り、みんな家が焼けちゃって、焼け出されているところ、避難したりしているわけですけども、そのメディアというものはこの当時、ラジオとかは

あったかもしれませんが、新聞とか、雑誌といったものがなかなかそういう状態で入手できないということから、まず、そのカレントというんですか、最新の情報を得られるような、そういうところからサービスを始めると、4月11日に全面開館したということです。

この後がなかなか興味深いんですが、1つは、「復興都市建築材料陳列所」というものを開所したということです。図書館に復興都市建築材料って、結局その建築の資材の陳列見本みたいなものを置くということです。今で言えば、このビジネス支援サービスのものなんではないかと思えますけれども、あるいは、その科学技術情報サービス、こういったものに当たるのかもしれませんが、資材で、復興が重要になるといふときにその建築資材を、見本をここに置いてというような、そういうことをやった。なぜ建築資材なのかというのは私もその本を読んだだけではいま一つよくわからなかったんですが、多分何か求められた、その当時のニーズに合うようなサービスを心がけたということがあったんだろうと思います。それから、「函館市復興資料図書目録」、最終的には本という形で函館のこの大火にかかわる資料を多様に集めるわけです。

それから、その復興にかかわっているさまざまな資料を集める、展示をしたりするわけです。そういう書誌活動というんでしょうか、書誌情報サービス、あるいは、展示活動、こういったことを積極的にやったということで、つまり、この岡田さんの活動というのは、1つはその資料を後世に残すというようなことで非常に重要な活動を最初からしているわけですが、それと同時に、幸いにして建物が焼けない、あるいは、資料も焼けないで済んだということから、今度町に対して何ができるのかということを経験した結果、今の新聞・雑誌室の開館とかも、もちろん通常のサービスに戻すというようなこともありますし、それから、さらに建築材料の陳列とか、復興資料、多様な資料の書誌をつくって提供するというようなことまでやったということでもあります。

こんな感じで、もちろん図書館でやることに限りがあるわけですが、状況に応じてかなり柔軟なサービスに心がけたというようなことで記憶されるということでもあります。

今こういう災害の後なので、もっと古い災害で図書館は何をやったかというようなことを申し上げました。阪神・淡路大震災の後に図書館がさまざまな形で地震災害に関するアーカイブズをつくっていったということはいろいろ報じられて知られているわけでありまして、現在も、今もそれにかかわって今回の大震災、あるいは、原発事故も含めてですね、こういうことに図書館が何ができるのかということを経験したことをいろいろ皆さん考えておられるんだろうと思います。やはり図書館が何のためにあるかと考えたときに、もちろん今いる市民が求めている資料を提供するというのが一番なわけですが、求めている資料って一体何なのかということを経験したことがあるんだろうと思います。ベストセラー的な資料をどんどん提供していれば、図書館はそういうものを提供する場なんだというふうに考えるわけですね。だから、そういうものに対する要求が来るわけですが、そうじゃない資料を提供すれば、またそういうものも提供できるのかと。今の復興の資料の展示みたいなものも普通だとあまり考えられないわけですが、多分その当時そういうものが非常に重要な役割を果たしたということがあったんだろうと思います。そういう意味で、地域地域で、あるいは、その場その場で、そのときそのときに必要な情報というものは刻々変化していく、そういうものに対して柔軟な対応ができるようにということが図書館の重要な役割なんだろうと思います。だから、図書館が通常、日常的にやっているサービスというものももちろん重要なんですが、その見直しということが1つ必要ですし、それから、今のように何か大きな事故、事件のようなものがあつたときに、それに一体具体的にどういうふうに対応できるかということを経験しておく必要があるんだろうと思います。

そういう意味で、ちょっと整理してみるとそこ

に挙げたようなことになるのかなと思うんですが、1つは、その地域的なアーカイブズの構築ということです。アーカイブズという言葉は最近よく使われるわけです。アーカイブズのアーカイブというの古いものという意味合いなんです、古いものというのは過去に何か捨て去られたものという意味ではないんですね。むしろ今につながる重要なものというような意味合いがあります。地域的なアーカイブズというのは、まさに今この地域を成り立たせている考え方、物の考え方、そういうものをきちんと図書館という場で示していくというようなことです。具体的に言えば、いわゆる郷土資料とか、地域資料といったようなものが含まれるわけですが、と同時に、そういう古いものというだけじゃなくて、現在新しく動いているものについての情報を集めることでそれが次の世代にアーカイブズとして残されるという、そういう循環というものが、構造があるんだろうと思います。

それから、2番目に、知識基盤の提供ということですが、知識基盤というのは結局何かの判断、物事の判断をするときの根拠ということですね。今原発事故で、特に放射線の量とか、そういうことがいろんなところで問題になっております。これについてほんとに科学的な知識とか、科学的な情報というものが非常に、何が科学的なのか、それから、その測定方法とか、どこで測定すべきかとさまざまな問題がありますから、一律に回答というのはないんだろうというふうに思いますけれども、それから、メディアが多様な報道をしていますし、ネットを見れば、それはそれでまた多様な情報が出てきます。そういうものについて図書館というものが一体どういう立場から判断の材料を提供できるのかということを考えておく必要があると思います。多分皆様方の図書館でもおそらく何かそういう展示みたいなことをやられているのかなというふうに思うんですね。これについても、そういうわけでその根拠というものは一応あるんだろうと思いますけれども、実は、だから、かつて根拠とされたものが怪しくなった

ということのはっきりしたわけですから、そういう意味で、根拠そのものを考えるということが一つ重要になってくるということです。

ですから、多様な判断基準を示すような、そういうような展示というものが必要になってくるだろうと思います。今そういう放射線とか、原発事故のことを申しましたけれども、別にそれに限らず日常生活で非常に危ういものの上に乗っているということがよくわかったわけで、そういう意味では、その展示とか、何かをする材料に事欠かないということは確かなんだと思いますね。そういうものをある程度先んじて図書館というものは、まあ、別におどかさすわけではないんですけども、何か起ったときに判断できるような根拠というものを事前にある程度、根拠を考えるための材料ということでしょうかね、そういうものを提供していく場というふうに考えられるんだろうと思います。

それから、3つ目の実務的な情報データベースというのは、2番目が少し抽象的な、科学とか、学術とか、そういうレベルの問題であるとすれば、3つ目は、もう少し具体的にどこでどういう物資が提供されるとか、そういう具体的な情報ということです。これも、地域にかかわる情報は多様にあるわけですから、そういうものをさまざまな形で提供するということが可能なような状況をつくっていく必要があるだろうと思います。

それから、4つ目にレクリエーション文化ということ。これはそれぞれの図書館でかなり中心的な位置づけになっていると思うんですけども、これは、ですから、別に否定するわけではありませんけれども、今こういった新しい状況が出てきたときにこういうものを、この4つぐらいの要素というものをどういうふうにバランスよく提供していくかということが求められていることなんだろうと思います。

という、ちょっとイントロダクション的な話をした上で、「公立図書館における電子図書館サービスと課題」というので、2001年、2002年に行った調査について少しお話ししたいと思います。

先ほど申しましたように、95年にインターネット元年となって以降インターネットが非常に重要な情報基盤を形成するということがだんだんわかってきた、その途中の状況、中間的な調査ということになるんだろうと思います。全公図で全国調査を行いました。全体で8項目に分けて分析を行っています。

ちょっと1つずつ見ておきたいと思うのですが、そのときの調査の数値を若干ご紹介しながらその後どうなのかということについては、これの再度の調査というのが多分あっていいんだろうと思いますが、そういうものが行われていないと思いますので、私が現在の状況である程度わかることについては少しコメントをしていくというふうなやり方にしたいと思います。

1番に図書館パッケージの導入。パッケージシステムというのは今や図書館にとっては当たり前のものになっていると思います。図書館で貸出サービスをするのにもパッケージシステムをまず入れて、OPACを提供し、それで資料を提供、貸出サービスを提供するというようなやり方です。この当時その調査によると市立図書館で88%、町村立で76%ということで、標準装備に近い状況がつかれつつあるということが示されているわけですが、これは逆にみると、まだ町村なんかだと2割ちょっとの図書館ではそういうシステムが入っていなかった、もしかしたら手作業で貸し出しとかをやっていたところは結構あったんだろうというふうに思います。

これは、ですから、そういう意味で、その後ますます導入が増えていったというふうに考えられますが、赤字で書いてあるところですけども、パッケージシステムって、これは標準装備になっているんですが、これが図書館サービスで規定している側面があるという、別にそれ自体まずいというわけではないんですけども、例えば、今やネットで資料の予約をかける、携帯から予約をかけるとか、パソコンからかけるということが多くのシステムで可能になっているわけです。それで、予約件数がどんどん増えていって処理し切れない

というふうになって、ほとんどそれだけで精いっぱい終わってしまうというような話を時々聞くことがあるわけですね。これって望んだことなのかと、だれが望んだことなんだろうということを考えてみる必要があると思うんですね。こういうサービスは望ましいサービスだということで、パッケージシステムの中にそういう携帯なりインターネットからの予約という、最初はオプションだったんだろうと思いますが、今や多くの図書館で標準的に入れるようになってきていると思います。

これはほかが入れているからうちも入れるという感じでだんだん広がっていったわけなんですけど、それってみんなほんとに望んだんでしょうか。利用者の方は、もちろんそうなれば便利だという人もいるから利用はどんどん増えるんだろうと思いますけれども、それこそ先ほど言ったようなことで、便利なものは利用されるわけだけど、それ、最初の導入というのは一体どういうきっかけでというふうに始まったのかを考えてみると、ほんとに望ましいものとして入れたのかどうかということについてはもう一度評価が必要なのではないかというふうに思います。つまり、パッケージシステムを開発したことで、それで自縄自縛に陥っている面があるのではないかということですね。この辺について私は非常に危機的な感じがあるのではないかと。つまり、コンピューターサービスって便利なんだけど、便利なものに足をとられて何かその先のことが何にも行かなくなってしまうというようなことができていないかということです。これはお考えいただきたいということで、問題提起として申し上げたいと思います。

それから、2番目にインターネットへの接続です。この当時の、このインターネット接続というのは図書館としてネットに接続しているという意味合いです。

利用者開放というのは、その3番目ですね、この2つを見てみるとインターネットへの接続は74%ということでした。これについてはその後、今100%かどうかわかりませんが、どんどん増えていって100%に近いような状況が今やあるの

ではないかと思います。と同時に、この接続も当時はまだISDNとか、場合によっては電話のモデムでつながってありましたね、昔ね。ああいうものが多かった時代ですけれども、その後もうちょっとしっかりした回線の提供というものが増えていって、今その辺は、これは別に図書館だけじゃなくて実際そのものが、そういうネットでの接続というのは当たり前、ネットでの行政というものを前提にしたようなものに少しずつ変わりつつあると思いますので、そういうふうに移っていると思います。

3つ目のその利用者開放ということですが、この当時だと結局利用者がそこでインターネットを使えるというような、そういうサービスを提供しているということですが、35%ということでした。やはりこれについてもどんどん増えているような状態で、回線が1つあくと高速化していく、それから、無料化とありますが、この当時、まあ、今でももしかしたらあるのかもしれませんが、ISDNとか何かもそうだと思いますが、従量制の接続料金が課されるようなところだと利用者に料金を求めるというようなこともありました。今それは、接続そのものが従量制ではなくなりつつあると思いますので、まあ、ほとんどなくなっていると思うので、今そういう接続料10分幾らとか取っているところは多分ないのではないかと思うんですけれども、そういう意味で無料化という方向に進んでいるということですね。それから、あとのサービスとしては、オプションなのですが、持ち込みのPCをネットに接続できるようなサービス、それから、無線LAN、それをさらに有線じゃなくて無線LANで接続できるようにすると、こういったところも含めて便利になってきていると。

次に、この「図書館のホームページによるサービス」ということですが、これについてはあんまり説明する必要はないと思いますが、この後に図書館が情報発信のようなことをさまざまな形で進めるということがあります。図書館のホームページによる情報発信というのも多様なレベルのもの

があるんだろうと思います。これはaからeまで5つに分けています。

1つは、aは、利用案内とか、広報というレベルですね。これは通常の自治体の広報とか何かと同じレベルのものでいいですね。つまり、自分たちがどういうサービスを提供しているのかとかいうことを住民に知らせるとかいうのが基本的なことですね。それが①から⑤ぐらいまであります。この中にはその事業報告とか、評価的な情報まで発信するというのも含めて1番目の利用案内・広報というところに含めたいと思います。

それから、2つ目にbですが、図書館作成のデータベース。図書館は情報提供のための機関でありますから、通常の自治体の広報というレベルより一段と進んだ情報提供をやっているわけです。OPACとか、先ほどの資料の予約であるとか、貸し出しとか、予約のステータス情報の確認であるとか、それから、場合によっては総合目録・横断検索のようなもの、それから、地域文献のデータベース、地域情報データベース、レファレンス質問回答データベース、こういった図書館の内部で作成している多様なデータベースがあるわけです。こういうものを積極的にネットを通じて外に開放するということがあります。

次にcですが、外部から導入したデータベースということですね。これは契約して外から、購入というんですかね、契約して館内の利用者なり、場合によってはその住民に提供すると。ネットを通じて提供ということもあるかもしれません。これが多様な文献データベースとか、最近新聞記事のデータベースのようなものを提供しているところがありますし、辞書事典、商用二次資料のデータベース、それから、一次資料のデータベース、ちょっと後でその辺については触れたいと思いますが、そういった外部から導入したデータベースというのがあります。

次にdですが、図書館が作成した一次資料ということですね。テキスト、文献の類、それから、音声・画像ファイル、数値統計データといった、図書館はコンテンツを管理しているわけです。そ

ういうものの中で直接ネットに一時的なコンテンツを提供するようなことが可能になっているわけです。

それから、e、最後ですが、外部情報資源へのリンクということで、これはある種のレファレンス的な機能であります。地域情報源へのリンクとか、ポータルサイト、それから、その他の有用情報資源へのリンク・ポータル、つまり、図書館がその情報そのものを持っているわけではないにしても、ほかのサイトに非常に有用な情報源があったときにそれを整理して提供するような、そういうポータルサイトの役割を図書館は果たすという例です。

ほかの整理の仕方もあるんだろうと思いますが、一応図書館がホームページを使って提供できる情報というものがこのぐらい多様なものがあるんですね。皆さんの図書館で一体この中のどれだけ提供していますか。多分aとか、bの一部ぐらいまではやっているだろう。だけど、あと、cとか、d、まあ、cの一部はやっているかもしれない。dとか、e、この辺はどこまでやっていますか。この辺のところが多分次の段階、次のというか、とっくにやっているべきものとして問われているんだろうと思います。

ちょっとこういう形で整理させていただいて、先ほどのものに戻るんですが、ホームページの開設ということで、2001年、2002年のときの調査の結果です。ホームページで、当時図書館のホームページで37%、で、計画中も入れると54%ということでした。

まだ、だから、この当時半分ぐらいしかせいぜい図書館のホームページはなかったんですね。だから、それから10年たって、今ほとんどの図書館でホームページを持っていると思います。そういう意味では随分進んできたということが言えると思いますが、だから、課題としては、単なる広報というだけではなくて、情報提供の手段という側面がこの当時からも課題だったんですけども、10年過ぎててもまだ変わっていないんだろうと思います。

それから、次の商用データベースの利用ということですが、そこにありますように、県立で36%、市区立、町村立だともう1けた台の利用の状態です。これも実は業務用、つまり、レファレンスで使う、図書館員が使うけど、利用者に開放するという形にはなかなかならないというところが多いんですね。

これはお金の問題ですから、なかなか簡単に解決はできないのかもしれませんが、この当時非常にまだ少なかったんです。ただ、これは、実はデータベースの提供の仕方そのものが当時まだCD-ROMでの提供が一般的だったんだと思いますね。それが、今でもまだCD-ROMもあると思いますが、これが徐々にネットに切りかわっているということですので、CD-ROMというレベルだと県立で8割、市区立で32%、町村で10%ということで、やっぱり市区立、町村はまだこういうのが非常に少ないんですね。ですから、市町村立図書館が図書とか、雑誌というもの以外何を提供するのかということを積極的に位置づけるということがまだまだ課題、この当時課題だったわけですが、その後まだ課題として残っているのではないかと思います。

それで、6つ目に電子出版物の提供。この当時は、これは一応調査項目に入っているんですが、図書館で提供しているという例は非常に少なかった。この数字にあらわれるほどにはなりません。これは、1つは、そういうものを提供する業者さんというのが、データベースというのはその前からあるんですけども、こういう一時的な書籍、コンテンツですね、ということはこの当時は課題で、まだそれほど進んではなかったということです。実はこれ今でもほとんど変わっていない状況なんだろうと思います。

それから、7つ目でありまして、一次資料の電子化ということです。この一次資料というのは、図書館が持っている印刷物等の資料をデジタル化するということですね。このレベルですと、県立で43%、市区立6%、町村立2%ということでした。1990年代に文部科学省が、こういうデジタル

アーカイブというのですか、そういう言い方もありますが、一次資料のデジタルアーカイブ化ということに補助金等お金を出したりするような例もありましたので、そういうことで特に都道府県立図書館では随分こういう事業が進んだわけですが、市区立、町村立ではまだやはり1けた台だったということです。もちろんこれ、市区立もいろいろで、まだできて10年ぐらいの図書館だと一体、電子化すべきような資料があんまりないというような事情もあったのかもしれませんが、ただ、こういうものはどんなものでも一応対象になると言えばなるわけですね。行政資料のようなものはどこでも存在しているわけですから、そういうものを電子化して保存するとかいった、あるいは、ネットで提供するとかいったことはやる気だったら幾らでもやれるわけです。そういう意味合いで課題としてこれも残されているのではないかと思います。子ども郷土資料なんていうこともあります。ちょっと先ほど私どもの研究室で1990年代に公立図書館の方々と一緒に共同研究をやった中に、郷土資料というのは大人向けのものが多いけど、子供たちが総合学習とか、ああいうので使うとしてなかなか使えるような資料がないということが問題だということで、郷土資料をつくっちゃおうと、図書館が大人向けのものをベースにして子供たちにわかりやすいように書き直して、冊子体というかな、リーフレットのような形で、シリーズで郷土資料をつくるというようなプロジェクトが、これは小平市立図書館というところなんですけれども、そういうプロジェクトがありまして、それを集めて冊子にした子ども郷土資料という資料があったんですね。これがすごくいいなと、せっかくだから、これはデジタル化して発信しましょうということで子ども郷土資料というものをつくりました。私どもの研究室の大学院生に少しデジタル化の作業をやらせて、最初の何ページか分はそれでつくったんです。

その後は図書館のほうで続けてつくられたと思いますが、そういうことで、小平のホームページごらんになると、子ども郷土資料というのが今も

残っているというかな、そっくりネット上で見ることが出来ますけれども、ああいう資料は非常に図書館らしい仕事として、いい仕事ではないかと思えます。そういうふうに行行政資料とか、郷土資料とか冊子体で出たけれども、ネット上にはないというもののデジタル化ということも含めて一次資料の電子化ということが課題なるということがあります。

あと、赤字で書いてある二次資料の電子的発信ということですが、これはちょっと先ほどホームページの情報発信の最後のほうにあったものですが、パスファインダーとか、ポータルといったような形で、1つのテーマというかな、多くの場合その地域資料の提供とかいうことだと思いますが、そういうものとして資料を整理して提供するというような、あるいは、リンクを張るといったようなことが今課題としてあるんだろうと思います。

最後に市民の情報リテラシー支援ということですが、IT講習会という言葉覚えておられると思いますが、随分話題になったんですよ、ちょうどこのころでした。つまり、インターネットが身近になったけれども、インターネットなんて使ったことがないとか、パソコンなんか使ったことがないという人が結構いたわけで、そういう方にまずIT、パソコンの使い方から始まって一定のレベルまで利用のスキルを向上させるということです。

これは、文部科学省かな、当時はもう既に文部科学省になっていたと思いますが、文科省は随分力を入れた事業だったと思います。

図書館もこれにかなり関与したんですが、ご存知のとおり、図書館はあんまりこの講習会のようなものをやる場所ってないわけですね。

実際当時の資料を見ると、この調査の報告を見ると、公民館とか、学校とか、そういうところで講習会をやったけど、図書館でやったという例は非常に少ないというような結果でした。ただ、この情報リテラシー支援的な講習会ですね、情報リテラシーというのは先ほどからお話ししているような、自分の情報を自分で探すためのスキルとい

うことです。

つまり、単にパソコンが使えるとか、ネットにつながるとか、そういう話ではなくて、もっと自分が探したいような情報を探すためのスキル、そういうことを含めて講座を行うというような例を、そういうことをやったところもありました。何か最近こういう話はあんまり聞かなくなっているわけです。何か一過性のように、はやりのようにやられていましたけど、課題はまだ残っていると思いますね、この情報リテラシー支援というようなことについては。まだまだ使えない人というのは取り残されているだろうと思います。

さて、以上が前回の調査をやったときに出てきたこととその後の状況について若干のコメントをしたものです。

それで、次に、「公立図書館の目的の再確認」ということでもう少しお話しさせていただきたいと思います。

1つは、これは皆さんよくご存知のとおり、「これからの図書館像」という報告書ですね。

文部科学省がこれからの図書館に関するということについて協力者会議を開いて、そこでの最終的な報告として「これからの図書館像」という報告書が出ました。

今多くの図書館これをベースにして新しい図書館サービスを展開しているのではないかなと思いますが、というのは、私もこれの議論に加わったんですが、ここでの話の前提というのは、やはり貸出図書館を超えて図書館が特に図書館法第3条に掲げているような広い範囲の多様なサービスを展開するためにはどうしたらいいかということがこの協力者会議の1つの大きな目的だったんですね。そういう意味で、貸し出しというものにとらわれない、もっといろんなことをやれるような図書館サービスの体制をどうやってつくるかということが課題だったと思います。ただし、この報告書は、いろんな課題を挙げているんですけど、どうやれば解決できるかということについてあんまり明確な回答を示していません。それぞれの図書館、あるいは、自治体にお任せというのがこのと

きの考え方だったと思います。これは地方自治ということを前提にしているし、文部科学省自体にそんな使えるようなお金、財源のようなものがないわけだから、もうこういう課題を示して、あとは現場で実践してくださいというふうにせざるを得なかったと思います。

これは覚えておられると思うんですが、報告書のポンチ絵というのか、行政の担当者にざっと見てもらうためにつくった資料なんですけれども、ここに、ちょっとこれ、細かく説明しませんが、ここからの図書館像として役に立つ図書館と変わっていくために必要な機能ということで、1、2、3、4、5項目ぐらい挙げられています。これはお帰りになってまたもう一度ご確認いただければと思うんですが、ここの中には先ほどから見ているデジタル化のようなああいうものを使って示すものと、それから、レファレンスとか、ビジネス支援だとか、行政支援だとか、前から言われてはいたけれども、改めて今実践すべき課題のようなものを整理したというような側面と、それから、学校支援であるとか、これも古い課題でありますけれども、もう一度読書の問題とか、学校図書館そのものがなかなか展開できないような状況もあるので、公立図書館のほうからアプローチするといったような方法で展開すると、そういった多様な課題が整理されてこの報告書の中で示されています。こういうものが十分に発揮されると、地域住民にとってはこうこうこういうメリットがあるし、行政とか、議会の関係者にとってはこういうのに役に立つ、それから、学校にとってはこういうふうに関係が立つということで、最終的に地域や住民にとって役に立つ図書館として存在意義を確立するんだと、こういうような論理の展開の仕方をしていました。

つまり、ここで言っている裏側のことは何かというと、貸出図書館では地域や住民にとって役に立つ図書館としての存在意義を確立できないという、それは言っていないんですけど、ここでは、裏ではそういう考え方がありました。つまり、何ていうんですかね、特定の図書館を定常的に利用

しているような利用者に対するアピールにはもちろんなるわけですが、そうじゃない、図書館とはあんなものだと思っているような人にとっては、なかなか図書館こんなこともできる、こんなこともできるということがうまくアピールできないということで、多様な展開が必要だというような問題提起をしたというのが「これからの図書館像」という2006年に出た報告書です。

今のが図書館に直接提案されたものですが、もう1つそれとのかかわりで司書資格の大学科目化というのがございます。これは我々大学の関係者に非常に密接にかかわっているものですが、司書と学芸員については科目表が大きく変わっているんですね。司書に関してはこれまで20単位だったかな、のものが今度24単位要求されるようになります。

というのと、大きいのは、この大学の科目化したということです。司書講習というものがありますけれども、講習の科目表というのは法的に出されていたんですが、大学の科目表というのはなかったんです。これは1950年に図書館法ができて以来もう60年になるわけですが、60年間でようやくこの2010年かな、にできたということです。非常におかしな話なんですけど、だから、逆に言うと、司書講習で司書の養成はいいんだというふうにずっと文科省の中では、文部省の中ではなっていたんだろうというふうに思いますね。それがようやく、これは私どもが強く主張してこういうふうにしてもらったのですが、大学での科目というふうにしてもらいました。こうしたから何か変わるわけでもないんですけど、実は学芸員と司書は同じようにこれまで大学の中で扱われていたということもありましたので、実質的にそんな大きな変化はないんですけど、一応形だけでも整えるということをやりました。

それから、もう1つは、この新しい科目として「図書館情報技術論」という、こういう技術系の科目ができたということです。

司書というのは何か文系の、文学部に附属したような資格というイメージが強いんですが、先ほ

どから見えてきますように、非常に技術的なベースというものをきちんと持っていないと司書はもう務まらないだろうと思います。先ほどのようなホームページを使った多様なサービスを展開するのにかなりの技術力がないとできないようなことがありますね。

そういうものについてどう対応するかについては、もちろんこの1科目学んだからどうこうということ、それだけではどうにもならないものもあるわけですが、象徴的に技術的なものを重視するというのがこの中で行われたということです。

さらにその後、ちょっとここでも話が変わるわけですが、これはご存知だと思いますけれども、この『雑司が谷R. I. P』という本の奥付にこの著者である樋口さんという方が貸出猶予してくれと、「公立図書館のみなさまへ この本は、著作者の希望により」、8月25日ですね、ことしの、「8月25日まで、貸し出しを猶予していただくようお願い申し上げます」というふうに書いたということがちょっと話題になりました。これはメディアでも随分報道されたりしています。これがどういう影響を与えたのかよくわからないところもありますが、私が若干調べた感じでは、この本が実際図書館にあんまり入りにくくなっているのかな、遠慮している面は確かにあるんだろうと。その1つの典型的なもの、この高崎市立図書館ですね、4月14日に、これはホームページに出ているんですが、要するに、これは法的な強制力はないけれども、この氏の意向をできるだけ尊重したいと考えているというふうに表明されています。この本はその前の『さらば雑司が谷』という本の続編に当たるので購入したいと考えているけれども、今すぐ購入しちゃうと誤解される方がいるから、8月25日以降にこれを受け入れるというふうに決めたというふうにこれには、ホームページには出ております。これが何か報道されたりしたので、何か高崎がそういうことを積極的に主張しているように一般的には誤解されているかもしれませんが、これと似たような考え方の図書館はほかにもたくさんあるのではないかなと思います。

これについては私何か申し上げることは特にはないんですけども、というのは、ちょっと次にも申しますが、樋口さんのおっしゃる意味も理解はできる。実際図書館がほんとに貸し出している、その分の利用が、販売というかな、それが減っている分は若干あるんだろうというふうに思います。ただ、ちょっとこの高崎にしても買わないという判断を積極的にしちゃうという、貸出猶予と言っているわけだから、購入して書架に置いておけばいいだろうというふうに思うんですけども、貸し出しはしないというふうに、それができないようになってきているというのは、逆に言うと、貸し出しが当たり前過ぎてそうじゃない判断をしにくくなっているような状況があるのかなというふうに思います。

それで、実はこれは『出版ニュース』という雑誌に私が今の件について図書館がどのぐらいの本を所蔵しているかということをやちょっと調べてみまして、それを一覧表にしたものです。ただ、これらになった方はおわかりと思うんですけど、『出版ニュース』という雑誌の4月中旬号に出たんですが、私が一番載せたかった上のほうのこの図が、間違っただの図と同じものが上に入っていて、皆さんご存知ですかとか、ほとんど知らない話なのか、私が主張したいことがこれでちゃんと伝わらなかったのか、それについては非常に編集元には抗議したりしたんですけども、ともかくここでは『民宿雪国』という本と、それから、『木暮荘物語』というのと『ほら吹き茂平』という、これは同じ出版社から出た文芸書で、出てから3か月、5か月、7か月の本を挙げたものです。それで見ますと、1つは、東京都とか、大阪市、横浜市、名古屋市といった大都市部と地方で入っている数が随分違うということがわかります。それから、所蔵1館当たりの平均予約件数というのを見ても、やはり、特にこの政令指定都市は非常に予約件数が多いんですが、地方はそれほどでもないというのがわかります。これは、つまり、1つわかることは、格差が大きいということです、大都市部とそうでないところの格差が大きい。だ

から、逆に言うと、もしかしたら大都市部ではこういう、副本提供ですか、資料をどんどん貸し出すということで、特に作家の方は大都市に住んでいる方が多いので、非常に多くの本が全国で貸し出されているというふうにも思われているわけだと思えますけれども、地方ではそれほどでもないというか、むしろそんなに置かれていないんですね、予約も入っていないということがあります。もしかして図書館の役割として、文芸書のある一定のレベルまでは読めるような状態にするというのが図書館の役割であるとすれば、やはり地方ではもう少し積極的に本を、こういう本でも提供すべきであるだろうと。しかしながら、大都市部では、これ物によっては非常にたくさんの本が入っているんですね。1館平均1冊以上入っている本が結構あります。1館平均1冊ということは、全国で3000館あります。そうすると、3000冊入る可能性があるわけですね。ちょっと計算して、半年で、例えば、8回転するとすると、3000冊掛ける8で2万4000回の貸し出しがあるんですね。この数字をどう考えるか。樋口さんはその本の中で、この本初刷りが何千部だったかな、何千部かで、要するに、1年間でそれしか売れないと印税が96万円しか入らないというふうに、それで書いて、あれはインタビューでおっしゃっているんですね。そういう作家の心情からすれば、やっぱり図書館が副本をたくさん提供するという点についてはやはり問題があるかもしれないということです。

そういうふうに都市部と地方でも格差があるような状況について細かく見て議論していく必要があるだろうということがここで申し上げたかったことです。

今3つですね、比較的最近の状況の中で本の貸し出し等にかかわって文科省で行われたことと、それから、今のような作家からの問題提起のようなことも含めて図書館にかかわるさまざまなことが行われているということを申し上げました。

次に、「電子書籍の流通と図書館」ということで、今議論になっていることについて申し上げたいと思います。これはあんまり表面には出ていないこ

とですが、国立国会図書館が納本制度というのをご存知だと思います。すべての本、出たら1部納本することになっているわけですね、はい。前からそれをデジタル化するという事業が細々と行われていました。特に著作権があんまり関係ないような明治・大正期の本について近代デジタルライブラリーという形でこれまでデジタル化が行われていました。

ところが、2009年度の補正予算で国立国会図書館のこの事業に127億円という大きな金額の予算がついたわけです。これは画期的でありまして、それ以前は年間1億円ぐらいだったらしいので、100年分の予算が一気についたということで、国会図書館ではかなりデジタル化が進んだという状況がございます。

それから、もう1つ、これもあんまり表面に出ないままにいつの間に行われたことですが、著作権法の31条というのは図書館での複製ということを規定した条項ですが、そこに第2項というのができまして、ここで国立国会図書館が資料の保存のためにデジタル化することが可能であるというふうにしたわけですね。ですから、今この国会図書館がこの補正予算でやったデジタル化の結果できたデジタルデータは国会図書館の中では一応閲覧することができるようになったということです。今言われていることは、1968年までの国内出版物のデジタル化、デジタル化というのも画像データで示すのと、それをさらにOCRというソフトにかけてテキストを取り出す、テキストというのは文字ですね、文字を取り出すのと2つあるんですけども、とりあえずは画像データ化が完了しています。

このことの持つ意味は非常に重いんですね、特に図書館にとっては。

これをどのように国民に提供していくのか。

図書館の役割は資料の提供にあるというふうに言われていました。これまで国立国会図書館は、国会図書館に来る、わざわざ行く日とかでなければ、ILL——相互貸借で国会図書館から借りるかどっちかでないと資料を利用することができな

かったわけですが、デジタル化すれば、もしかしたらどこにいたって利用できるようになるわけです。1968年までの資料、本が利用する気なら利用できるわけです。もちろんこれは法的な規制がありますから、簡単にはできません。という、つまり著作権法上の制限というか、条件というものが1つあり、他方で127億円もかけてデジタル化した一大事業ですから、これをどうやってみんなで使うかということと、この2つのはざまに立って今議論が進められているということです。

これについては国政レベルでは、三省デジ懇と通称呼ばれていますが、一昨年から昨年にかけて「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」というのを開催され、まず、そこで、これはどう使っていくかというか、これだけじゃないですよ、テーマは電子出版物をどういうふう全体として使うかということも含めてですが、議論されましたが、特に昨年度から今年度にかけて文化庁で「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会義」というのが開催されまして、ここでは特に今の国会図書館の資料をどう使うかということが非常に重要な検討テーマになっています。これは当然1968年だと著作権が有効な資料がほとんどなわけですね、その新しい本については。そういうものをどうやってみんなで使っていくかということについて今議論されているということです。

国会図書館の中では使えますが、これは国会図書館の構想では、これを少なくとも公立図書館とか、大学図書館とかそういった図書館までは送信する、そこで使えるようにするというのが1つの提案として行われていて、それをベースにして今著作権者とか、出版関係者とかも含めて議論されているところです。

となってくると、一方で、この電子書籍元年と先ほどから何度か言っていますが、電子書籍元年と去年随分言われましたが、それは何だったかという、結局この機械ですよ、iPadとか、ガラパゴスとか、キンドルと、こういった機械が一般化して、アメリカではこれに対応してコンテンツ

が配信された、だけど、日本では配信されなかった、この違いですね。全然配信されていないわけではありません。出版社が幾つか組んで、こういう、どれかに提供しているという例はあるんですが、どれでも同じように使われるというような状態にはなっていなかったわけです。ようやく今先ほどの三省デジ懇とか、ああいうレベルの、あれの下のところ電子書籍の共通フォーマット化が今できるという話にこの間、何かつい最近報道されたと思いますが、ようやくそういう話になってきましたが、ほんとにできるのかどうかちょっと、フォーマットができたってほんとに配信されるかどうかはちょっとわかりません。なぜかといいますと、これはもう伝統というか、歴史の違いとか言いようがないと思います。アメリカという国は出版流通というのはもう全く出版社と最終的な販売者の間のやりとりで取り次ぎに当たる会社がないんです。つまり、出版流通を集中的に議論するような枠組みというのがないんですね。だから、アマゾンという会社が通信販売という形で、ネットでの通信販売で本を提供したわけですが、ああいうことを初めてできるようになったわけですね。だから、アマゾンはネット以降ですから、1990年代後半以降にようやくできたわけです。だから、アマゾンとか、あるいは、グーグルが図書館の蔵書をデジタル化するとかいうことも含めて結局まとまった流通というものをいきなりデジタルレベルで提供できるようになったというのがアメリカの状況です。

ところが、ヨーロッパとか、日本は、それ以前に出版社、出版の流通機構、そういうものがかなりがっちりありますから、ここの利害が非常に複雑に絡んでいるので、簡単にそういう1つの仕組みというのができないような状況があります。なので、もちろんこれ長期的に見ればいずれ電子書籍の流通というのは行われるんだろうと思いますが、1つ動いているのは、そういうわけで、むしろ国会図書館が進めたデジタル化です。あれはグーグルが進めた出版物のデジタル化の向こうを張ってやったわけですね。グーグルはもちろん民間

なんですけど、日本では国会図書館という国の機関がいきなり68年までもデジタル化を進めました。そういう意味で、68年までの基盤的な部分については国会図書館を通じて図書館が提供するような条件というのができる可能性が出てきたわけです。それ以上のところは、民間セクターというんでしょうか、出版関係者がやるということで、最終的には、とりあえずの形はこんな感じかなというふうに思います。

つまり、これはA市立図書館、まあ、県立でも何でもいいんですが、ここがさまざまな情報を提供しますが、それに国立国会図書館が68年以前については出版物の画像ファイルを送信してその中で見るということまでは提供される可能性が出てきたということです。これは、今そういうことが議論されているというだけで、ほんとのところはどうなるかはわかりませんが、このことを私は非常に大きいと思います。なぜかといいますと、日本の図書館というのは歴史が浅い図書館が多いんですね、公立図書館は。68年というのは、まさに68年以降にできた図書館が圧倒的に多い。多分3000館あれば、2000館は68年以降にできた図書館です。そうすると、それ以前のものというのはいないわけですよ、そういう図書館では。けども、もしこれが提供されれば、そこまでのベースは基本的にはできるということになります。そうすると図書館が提供できるサービスの範囲というのが随分変わってくるということが、私は1つ今動いていることでの期待であります。

もちろん68年までも民間出版社が提供しているようなものもあるので、そういうものについては個別のやりとりが行われることになると思いますが、ともかく公共的なベースというものができると。図書館がそういうことの極めて重要な役割を果たすということは、大きなエポックメイキングなことではないかと思えます。

ということで、大災害というのをこういうときに使うのはどうかということもあるかもしれませんが、公立図書館でやはりアーカイブということの考え方というのをもう一度考えていただきたい

いというのは、私はきょう申し上げたい、特に一番大きなことです。今来るニーズにこたえるということも大事なんです、アーカイブというか、図書館とか、博物館、資料館等も同様だと思いますけれども、時間を超えてさまざまなサービスを提供できるという意味で非常に特別な存在なんです、図書館とか、博物館、資料館というのは。そういうところが組んでいろんなことをやっているのではないか、そういうようなことを考える1つ重要な時期に来ているというふうに思います。

この辺はもう改めて言うまでもないんですが、そういうことをベースにして新しい情報発信の可能な職員体制をつくっていただきたいと。私は図書館というのは地域が、東北学という、赤坂憲雄さんですか、がずっとやられていた東北学ってすごく前から注目しているんですが、ああいうもののベースはやっぱり図書館とか、博物館とか、そういうところにあるんだろうと思うんです。どこでも同じようなことがあるわけで、そういうことをベースにした図書館サービスの、もう一度新しいあり方を考えていただきたいと。そのためには、その企画力、サービスマインド、技術力、この3つがそろっていることが必要だろうと思います。実はそういう人はどういう職場でも必要なんだろうと思うんですが、特に図書館で必要ということを最後に申し上げたいと思います。

ということで、今日は10年前にやった調査をベースにして公立図書館がこの10年間でどういう展開があったかということ若干簡単に見てきました。

特に今の最後の災害にかかわる部分については、もう一度こういうこと、足場を見直す、足元を見直すいい機会なのではないかというふうに思います。

ということで、とりあえず私の話はこれで終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。